

2-2 調査結果及び経年比較

【要旨】

過去 30 日間の事件と関連した健康上・精神上の問題の有無に関する質問について、3 年間の調査の集計値を比較すると、殺人・傷害等及び交通事故では健康上・精神上の問題があったと回答する者の比率は減少している。

精神健康状態を表す K6 得点や、心身の不調で日常生活が行えなかった日数でも、平成 19 年度調査、平成 20 年度調査、平成 21 年度調査と年を経るごとに K6 得点や、日常生活に支障をきたす日数が明確に減少している結果となっている。ただし、平成 21 年度においても全体の K6 得点の平均値は 9.95 点（軽度～中程度精神障害相当）、日常に支障をきたす日数は約 2 か月（58 日）となっており、深刻な状況がうかがえる。

事件直後から現在までの身体的・精神的状況の変化については、悪化したという回答が年々減少する一方で、回復したという回答は増加している。

回答者による自己評価においても、状況が悪化しているという回答の比率は、殺人・傷害等及び交通事故では特に身体的状況を中心に減少している。事件被害からの主観的回復度も年々回復傾向にあり、平成 19 年度から年を経るにつれ、「0～2 割程度回復」という回復度の低い層が減少し、「7～8 割回復」の高回復度層が増加する。ただし、「9～10 割程度回復」という非常に高い回答度をみせる層は 1～2%水準で、経年変化がほとんどみられない。

健康上の問題の解決方法については、殺人・傷害等では、医療機関に通ったとする割合が増加傾向にあるものの、精神上の問題や悩みは、全ての被害類型で医療機関に通った割合が経年で減少傾向にある。

この 1 年間に事件に関連して受けた給付や支給の状況は、犯罪被害者等給付金、遺族年金の給付を受けたとする回答者数は変わらないが、自動車保険、生命保険、障害年金、民間団体からの給付は、受給者数が減少している。

支援制度の活用状況は、年度による大きな変化はないが、警察の被害者訪問・連絡活動、検察庁の被害者等通知制度、民事損害賠償請求制度（民事訴訟）、民間支援団体の相談支援等は、時間経過とともに利用の減少がみられる。一方、警察の加害者に関する情報の提供（被害者連絡制度）、民間支援団体の自助グループへの参加は利用が増加している。

捜査・裁判の発生状況については、平成 21 年度に捜査が進展したり、加害者の逮捕、実刑判決等があったとする回答が増加しており、事件に関する出来事がなお続いている状況がうかがえる。

経年により、加害者関係者、捜査・裁判担当者、自治体職員等との関係は緩やかに減少していく一方、医療機関、報道関係者との関わりは長い間続いていく。これを反映して、二次的被害も経年とともに、加害者関係者、捜査・裁判担当者、自治体職員等からのものが減少し、医療機関、民間団体、世間、友人・知人等によるものが継続している。全体的には、経年とともに、回答者が受けている二次的被害の程度は減少している。